

自主規制の活用について

御説明資料

令和2年11月27日
消費者委員会事務局

ワーキング・グループ報告書（第5次）で示された観点

第5次消費者委員会の消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ報告書（令和元年6月）では、自主規制の活用に関して、主に下記のような観点が示されていた。

1. 自主規制の意義

○自主規制の意義としては、①情報の収集も含め行政による対応に時間等がかかる場合、②規制対象が流動的で規制基準をあらかじめ定めることが難しい場合、及び、③規制内容に高度な専門性があるため行政が子細な知識や情報を獲得することが困難な場合などに対応できることが挙げられる。

○業界ごとの実情に合わせたルールを事業者・事業者団体が自ら策定することによって、事業者の予測可能性が高まることや、ルールを積極的に遵守しようとする企業風土が醸成されることも期待できる。

※近時展開するデジタル市場での取引、とりわけデジタル・プラットフォーム上での取引に関しては、プロファイリングを利用したターゲティング広告等の新しい手法の利用などに大きな特徴があり、取引の実態や変化を追いながら、自主規制や努力義務規定といったソフトローと、民事ルールや行政規制といったハードローとをベストミックスして、消費者被害の予防・救済に関し、ルールや手続をより実効性のあるものへと継続的に改善していく必要がある。

2. 自主規制の対象とする範囲

○自主規制の実効性を高めるためには、商品・サービスや業種の特性において共通性のある業界ごとにこれを策定することが重要である。

ワーキング・グループ報告書（第5次）で示された観点（続き）

3. 自主規制策定の視点

（1）法令上の規制状況との関係

- 登録制、届出制等の行政規制がある分野：行政規制とセットにすることで、行政の監視を及ぼし、自主規制の水準の確保や実効性の確保を図ることが可能。
- そのような行政規制がない分野：自主規制団体による不利益措置、ADR、認証（市場で選択される推進力）などにより実効性を確保することが考えられる。

（2）自主規制団体の組織率との関係

- 自主規制団体の組織率を高めるには、団体に所属するインセンティブを働かせる必要がある。
- EU、オーストラリア、カナダ等で導入されている、いわゆる共同規制（※）の仕組みを導入することも考えられる。

※法令上は行為規制の抽象的なルールのみを定めた上で、行政の承認の下に事業者・事業者団体が行為規制の一部を自主規制として策定し、こうした自主規制が適切に機能している場合には、行政機関が法令違反の調査や法令の執行に当たり当該自主規制を尊重する仕組み。

4. 自主規制の適正性の確保

- 裁判所や行政機関、社会的にも許容されるためには、策定する機関が、専門能力、中立性、関係利益主体の取込み、透明性といった要素を有することが求められる。
- 手続的に適正さを確保する方法としては、消費者の意見を反映させる仕組みや、事業者団体が策定した自主規制を行政が認証する仕組みを設ける方法等がある。

ワーキング・グループ報告書（第5次）で示された観点（続き）

5. 自主規制の実効的な運用

- 抑止効果を上げるためにも、重大な違反を行った事業者については事業者名の公表等実効性がある措置を行うことや、事業者間、関係団体間で情報を共有し、連携して対応することも重要。
- 遵法意識の低い事業者に対する啓発も重要。

6. 自主規制から法規制への展開

- 新たな法規制を導入する手法の一つとして、まず事業者による自主規制の策定が先行し、その上で、自主規制の内容を踏まえて法規制を導入するという方法が考えられる（自主規制の内容に客観的な適正性が担保されていることが前提）。

7. 努力義務規定の活用

- 自主規制策定を促す、あるいは、後ろ盾となって自主規制の実効性を確保するというような形で、努力義務規定を併用して活用することも検討されるべき。

今後の検討事項(案)

第5次報告書の観点を踏まえ、今後、下記のような点について検討いただいております。

- ① 近時消費者からの相談が増加しつつあるが、消費者保護に関して基盤となる法整備や業界団体の組織化、自主規制の普及等が途上の取引分野を念頭に、自主規制の活用方法を検討してはどうか。
- ② 消費者トラブルが比較的多く、既に消費者保護に関して基盤となる法整備や自主規制の策定が一定程度進められている取引分野について、消費者利益の擁護・増進の観点から課題があれば、その対応策を検討してはどうか。
- ③ 上記①・②の検討に当たって、どのような観点を重視するか。例えば、自主規制内容の適切性、策定手続の適正性、実効性（紛争解決機能を含む）確保手段の適切性が考えられる。
- ④ 上記①・②の検討に当たっては、前提となる法令、行政機関との関係、業界やその周辺環境等を踏まえつつ、例えば、下記のような点を参考にしてはどうか。
 - ・ 伝統的な金融分野：登録制等の参入規制が整備され、自主規制団体が法的に位置付けられるなどしている。
 - ・ 公正競争規約：法的に位置付けられており、認定という形で行政が策定に関与する。
 - ・ 個人情報保護指針：法的に位置付けられた認定個人情報保護団体が、消費者の意見を代表する者等の関係者の意見を聴いて作成するよう努めることなどが法定されている。
 - ・ 訪問販売、通信販売等：法的に位置付けられた自主規制団体があり、訪問販売消費者救済基金制度等の特徴的な仕組みが設けられている。

今後の進め方(案)

自主規制の活用に関する今後の進め方として、当面の数回の会合で、念頭に置く取引分野や参考とする取組み等について、関係団体又は有識者等のヒアリングを実施するなどして実態を把握したうえ、論点について意見交換と整理を行ってはどうか。